

# エイワ税理士法人 事務所ニュース

## エイワ税理士法人

小諸事務所 長野県小諸市荒町 1-5-7  
TEL : 0267-23-1881  
FAX : 0267-23-4466  
ホームページ <http://www.eiwa-tax.com/>

## 株式会社英和コンサルティング

小諸本店 長野県小諸市荒町 1-5-7  
TEL : 0267-46-8750  
FAX : 0267-23-4466  
長野事務所 長野市大字南長野西後町 1555  
クレスビル 302  
TEL : 026-219-3840  
FAX : 026-219-3841



【小諸市動物園 水浴びをするフクロウのフクちゃん】

(使用許諾：小諸市商工観光課)

8月

No.214

- I. この秋に検討すべき経営課題…………… P 1
- II. 働き方改革と週休3日制…………… P 3
- III. マンション評価方法の見直し案について…………… P 4
- IV. インボイス制度いよいよスタート…………… P 6
- V. 電子取引制度の新たな猶予措置について…………… P 11
- VI. プレプリント納付書の送付対象者が見直されます…………… P 12
- 事務所カレンダー・編集後記…………… P 13



コロナ禍の非日常モードもほぼ正常に戻りつつある中、猛暑と台風に悩まされる夏の真最中です。

経済の課題は尽きることが無く毎日報道されますが、報道された**万人が知っている情報には勝機が少なく**、伏線段階で知り検討するといった一歩先のことに気配りするのが経営者の役割だと思います。「未来のことを考え対応するのが経営者」ですね。以下は私が考える今年秋の中小企業の経営課題です。

## 1. 物流革新パッケージ

内閣府で6月2日に公表された物流対策総まとめです。来年には14%の荷物が届けられない、2030年には同じく34%=34万人のドライバー不足による荷物配送不可が想定される中、待ったなしの物流改革が要求されています。

このパッケージでは物流業者は当然のこととして、注目すべきは**荷主側経営陣**に物流負荷軽減のための意識改革が要求されていることです。荷主側では**物流担当の役員**を置くことが法制化されます。また、この中で今期中にすべきことは次の2点です。

- ① 同日に公表された「物流革新ガイドライン」に基づき業種・分野別の「**自主行動計画**」の策定を行い、年内に作成・公表が求められています。
- ② また今年度末までにトラック輸送の契約見直しによる「**標準運送契約**」「**標準的な運賃**」の改定作業も要求されています。荷待ち・役務費用・燃料高騰・下請け手数料・高速代などを有料化し、適正に価格転嫁するためと説明されています。

## 2. 事業承継待ったなし

国が定めた事業承継特例制度の**エントリー期間**が来年3月で終了します。この特例制度は**かなり複雑**で、税理士の仲間内でも、かなりの方が関与先に勧めないという**珍現象**もあり、国が期待した成果は出ておらず、経営者の平均年齢はどんどん高齢化しています。しかし中堅の企業には、第三者承継=M&Aの案内がしつこいほど来ているのも現実です。65才以上の経営者は、ぜひこの秋に対応をお考えいただき、エントリーするかどうかの最終判断をお願いいたします。

## 3. コロナ融資返済の最盛期

信用機関の調査ではこの1月～6月上半期の企業倒産は4,042件で、2年連続の**急増**です。ばらまかれたゼロゼロ融資で生き延び、「**ゾンビ企業**」と悪口を言われる企業の息切れが原因だと思います。この3年間は企業倒産があまりに少なすぎました。

ゼロゼロ融資の返済の最盛期が今年7月から来年3月までと言われていています。借換融資などソフトランディングも用意されていますが、そもそも会社の今後について上記「2.」で触れたように「**事業承継者がいるか、いないか?**」「**いても承継させるべきか?**」「**M&Aで第三者承継をすべきか?**」など借換えをするときに、同時に会社の将来につき考え、判断すべきだと思います。これは社長しか判断できません。

#### 4. インフレと金利上昇

日本は平成3年のバブル崩壊以来30年以上デフレでした。**土地の路線価**も今年30年ぶりに地方でも上昇したとのことで、30年間地価下落しか経験してきませんでした。

物価も原油・小麦等の価格高騰による、いわゆる「悪いインフレ」ではありますが、それでも30年ぶりの物価上昇です。消費者物価等の各種指数が2%以上の成長ですので「インフレ抑制」が必要となり、**日銀が長期金利の誘導幅を0.5%から1%に引き上げました**。実質的な利上げであり将来の利上げに向けての布石と言われています。

**デフレとインフレでは企業対応は真逆です**。在庫はデフレでは縮小、インフレでは増加。不動産投資も価格上昇期と下降期では真逆です。金融融資も金利上昇期であれば縮小期、下降期であれば拡大期です。

#### 5. 八方美人政策は

**中国では**石炭火力発電でバンバンCO<sub>2</sub>を放出し、原子力発電（汚染水放出も）もすすめています。不動産不況のなか、若者の実質5割が失業状態という中で、時短などの働き方改革などあり得ない状況のようです。

これに比べて**日本は**、コロナ禍の病み上り期で、かつ**労働人口の大幅減少と原油高騰**の時期なのに、**働き方改革と脱炭素・脱原発**を同時に既定の政策として、見直しもせずに実施しようとしています。欧米から批判されるからといって、あれもこれもで、八方美人的な政策で中小企業等にしわ寄せさせていいものか？とクエスチョンマークが付く今日この頃です。故安倍元首相が2回に亘り既定の消費税増税を延期させたような政治力を期待します。

#### 6. 最後に

**コンプラ対応や働き方改革・DX対応。税制改正**への対応も必要ですね。6月公表の本年度の骨太方針で示された**来年も要請される賃金上昇、又、人手不足対応**も……中小企業の経営課題は尽きることがありませんね。BBQで冷たいビールでも飲みながら、暑い夏を乗り越えて秋に向かい1つ1つ考えて**最適解**で対応していくしかないですね（**チャットGPT**に正解を聞いてみますか？（笑））。

参考までにリクルートワークス研究所による労働需給ギャップの生活関連の職種別で見たシミュレーション結果を掲載します。

	2030年		2040年	
	労働需給ギャップ	不足率	労働需給ギャップ	不足率
輸送・機械運転・運搬	▲38万人	9%	▲100万人	24%
建設	▲22万人	8%	▲66万人	22%
生産工程	▲22万人	3%	▲112万人	13%
商品販売	▲40万人	9%	▲109万人	25%
介護サービス	▲21万人	11%	▲58万人	25%
接客給仕・飲食物調理	▲18万人	5%	▲57万人	15%
保健医療専門職	▲19万人	5%	▲82万人	17%
事務・技術者・専門職	+21万人	—	▲157万人	7%

今後、人手不足により生活維持サービス業界では以下のようなことが起こりえます。

- ①運輸業…地方を中心に現在の様な宅配機能を維持できなくなる。
- ②建設業…道路メンテナンスや災害復旧工事が行き届かなくなる。
- ③製造業…国内工場での生産品不足が顕在化する。
- ④小売業…小売店舗が無人化する。
- ⑤福祉業…デイサービスのスタッフ不足で通所可能回数が減少する。
- ⑥医療業…病院での診察や救急車の受入が難しくなる。



## Ⅱ.働き方改革と週休3日制～日本での導入は進むのか？効果はあるか？

2021年に閣議決定された骨太方針2021に「選択的週休3日制度について、育児・介護・ボランティアでの活用など考えられることから、好事例の収集等により企業における導入を促し、普及を図る」と明記されました。

少子高齢化で労働人口が減少し、働く人が今後ますます高齢化していく中では、同じ働き方や長時間労働で、売り上げや生産量を拡大させる方法は、時代にそぐわなくなってきました。若い人から高齢者まで、いろいろな条件の人が働きやすい環境を提供することにより、労働力を確保して無理のない働き方を通して生産性を向上させていく必要があるでしょう。

短時間で働きたい人から、思い切って十分働き実績や経験を積みたいという人まで、各々が、最適な働き方を選択できるメニューを作っておくことは、労働力の確保のため必要なことと思います。

実際、多数の会社においては、週休3日制の導入はハードルが高いとされているようですが、運用できれば魅力的な制度だと思いますので、ここで取り上げてみたいと思います。

資料では、日本で導入されている週休3日制は、以下の4つのパターンに分類できます。

### 【週休3日制の4つのタイプ】

	① 圧縮労働型	② 労働日数・時間、報酬削減型	③ 労働日数・時間削減、報酬維持型	④ フレキシブル労働型
労働日数／週	5日→4日（減少）	5日→4日（減少）	5日→4日（減少）	5日→ 4・3・2・1日
労働時間／週	変わらない	減少	減少	月、年単位で 変わらない
勤務形態	1日の労働時間を 増やす 1日 10 時間×週 4 日週 40 時間	1日の労働時間は 変わらない 1日 8 時間×週 4 日 週 32 時間	1日の労働時間は 変わらない 1日 8 時間×週 4 日 週 32 時間	月もしくは年単位で 労働時間を調整する
休暇（曜日）	選択制・固定制	選択制・固定制	選択制・固定制	選択制
給与額	変わらない	労働時間に合わせ減 少	原則、変わらない	変わらない
導入企業	ファーストリテイ リング、佐川急便	日本IBM、 銀行など金融業界	欧州企業、 日本マイクロソフト	日立製作所、 リクルート
特 徴	1日当たりの労働時 間が長くなるため、 時間・健康管理が 必要	育児、介護、学習支援 一方、人件費抑制目 的の企業もある	代替人材など、企業コ ストが発生すること もある	月または年単位での マネジメントが必要

リクルートワークス研究所（月刊総務 8月号）



## 1. 導入しやすいパターン

4つのうち、実際に導入しやすいのは、労働時間数も給与額も変えず、労働日数のみ、4日とする①でしょう。働く人が希望すれば、給与と出勤日が減る②も導入しやすいでしょう。①、②は、出勤日が減るため、キャリアを積みながら、家族の介護、育児、資格取得、余暇の充実などに使ってもらえるため、新しい働き方を希望する人の受け皿となるでしょう。

③については、労働時間は減っても給与は変わらないため、生産性の向上も同時でないとなし、④は勤務時間の管理が課題となります。

## 2. 成功しているケース

導入に成功している企業では以下のような施策が見られます。

- ・比較的忙しくない月を限定して実施
- ・希望者のみを対象とする
- ・営業日は減らさずに、水曜日と金曜日に半数ずつ休みをとる など
- ・仕事の棚卸（しなくても影響がない仕事はやめるなど）をして仕事自体を見直す

## 3. 導入の場合の工夫

- ・アンケートをとって、どのような働き方を必要としている人がいるか調査する
- ・ニーズにあった週休3日制を必要な人から導入してみる
- ・トライアル期間を設けて、悪影響はないか調査し、徐々に実施してみる など

「混まない平日に出かけられる」「家族との時間が増えた」など、働く人からは概ね歓迎されるケースが多いようです。最近、話題のAIの導入により案外、週休3日も近いかもしれませんね。

(担当：総務部)



## Ⅲ. マンション評価方法の見直し案について

マンションの相続税評価額については、国税庁の「財産評価基本通達」に基づいて評価を行います。市場価格と大きく乖離しているケースがあるとして、国税庁は、「マンションに係る財産評価基本通達に関する有識者会議」を開催し、その中で新たな評価方法の見直し案が示されました。

マンションの評価額を①築年数、②総階数、③所在階、④敷地持分狭小度の4つの指数を基に補正し、相続税評価額が最低でも「実勢価格」の6割以上に引き上げられる評価方法となります。パブリックコメントを経て、令和6年1月1日以後の相続又は贈与により取得した財産から適用される見通しです。



### 1. 現行の評価方法と問題点

相続税・贈与税における財産の価額は、相続税法により「財産の取得の時ににおける時価に

よる」こととされており、その時価の評価方法については、国税庁の「財産評価基本通達」にて示されております。現在のマンション1室の評価方法については以下の通りです。

$$\text{マンション相続税評価額（自用）} = \text{①敷地の価額} + \text{②区分所有する建物の価額}$$

① 敷地の価額＝マンションの敷地全体の面積×共有持分×平米単価（路線価等）

② 区分所有する建物の価額＝固定資産税評価額

現行の評価方法によると、敷地については、高層マンションほど各戸の持分が小さくなるので、土地の評価額は小さくなります。建物については、同じ専有面積であれば、低層階でも高層階でも評価額は同じです。

一般的に高層階ほど市場売買価格（時価）は高額ですので、現行の通達による評価額と時価との乖離が大きくなり、富裕層の相続税対策としてメリットが大きく、相続税の税負担に不公平が生じているという問題点が指摘されてきました。

また、この財産評価通達には総則6項において、「この通達の定めによって評価することが著しく不適当と認められる財産の価額は、国税庁長官の指示を受けて評価する。」との記載があり、この総則6項を適用して追徴課税されるケースが発生しておりました。

## 2. 相続税評価の見直し案

見直し案によるマンション1室の評価額は、次の計算式の通りです。

### (1) 評価乖離率

まず、マンション一室に係る評価乖離率を計算します。

次の①～⑤の数値の合計値となります。

- ① 建物の築年数×△0.033
- ② 建物の総階数÷33（1.0を超える場合は1.0）×0.239
- ③ 所在階×0.018
- ④ （敷地利用権の面積÷専有面積）×△1.195
- ⑤ 3.220

### (2) 評価額

(1) で求めた評価乖離率が以下の該当する区分による評価方法となります。

評価乖離率	評価方法
評価乖離率<1	現行の相続税評価額×評価乖離率
1≤評価乖離率≤1/0.6	現行の相続税評価額
1<評価乖離率	現行の相続税評価額×評価乖離率×0.6

(注)「マンション一室」には、総階数2階以下の物件に係る各部分及び区分所有されている居住用部分が3部屋以下であって、かつ、その全てが親族の居住用である物件（いわゆる二世帯住宅等）に係る各部分は含みません。不動産鑑定評価書等に照らし評価額が通常取引価額を上回ると認められる場合には、当該価額により評価します。

なお、令和5年8月時点においては、上記の内容については確定した評価方法ではありませんのでご注意ください。

(担当:監査部第2課)



## IV. インボイス制度いよいよスタート

令和5年10月1日から、消費税の仕入税額控除の方式として適格請求書等保存方式【インボイス制度】が導入され、適格請求書(以下、インボイス)と呼ばれる一定の要件を満たす請求書等のやりとりが始まります。これにより買手が消費税の仕入税額控除の適用を受けるためには、帳簿のほか、売手から交付を受けた適格請求書等の保存が必要となります(買手が作成した仕入明細書等で、インボイスに必要な事項が記載されており、売手側の確認を受けたものによる対応も可能です)。インボイスを交付することができるのは、税務署長の登録を受けた【適格請求書発行事業者】に限られ、登録を受けた事業者は対応の総点検をしてみましょう。

### 1. インボイスの記載事項は要件を満たしているか?

インボイスは、これまで(現在の区分記載請求書等保存方式)の記載事項のほか、新たに「登録番号」「適用税率」「税率ごとに区分した消費税額等」の記載が必要になります。

この必要事項が記載されていれば様式は自由で手書きであっても構いません。名称も請求書や領収書、レシートなどどんなものでも構いません。

また、小売業、飲食店業、写真業、旅行業、タクシー業のように、不特定かつ多数の者を相手に事業を行う事業者は、インボイスに代えて、いわゆるレシートのように記載事項が簡略化された簡易インボイスを発行することもできます。

#### 適格請求書

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容(軽減税率の対象品目である旨)
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額(税抜き又は税込み)及び適用税率
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等\*
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

#### 適格簡易請求書

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容(軽減税率の対象品目である旨)
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額(税抜き又は税込み)
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等\*又は適用税率

日付	品名	金額
11/1	魚 *	5,000円
11/1	豚肉 *	10,000円
11/2	タオルセット	2,000円
⋮	⋮	⋮
合計	120,000円	消費税 11,200円
8%対象	40,000円	消費税 3,200円
10%対象	80,000円	消費税 8,000円

\* 軽減税率対象

領収書	
ヨーグルト*	1 ¥108
カップラーメン*	1 ¥216
ビール	1 ¥550
合計	¥874
8%対象	消費税額 ¥324
10%対象	消費税額 ¥550
お預り	¥1,000
お釣	¥126

⑤ 適用税率又は消費税額等のどちらかを記載 ※両方記載することも可能

出典:[国税庁:適格請求書等保存方式の概要-インボイス制度の理解のために-]

## 2. 税率ごとに区分した消費税額等の端数処理を確認したか?

インボイスでは、税率ごとに区分した消費税額等を記載する必要があり、その計算方法は、取引に係る税抜価額又は税込価額を税率ごとに区分して合計した金額に対して、10%又は8%(税込の場合は10/110又は8/108)を乗じて得た金額に対して端数処理を行い「消費税額等」を算出します。

これにより、1つのインボイスにつき、税率ごとに1回の端数処理を行うこととなります。端数処理の「切上げ」、「切捨て」、「四捨五入」などは事業者の任意です。

### 【記載例：税抜金額を基に消費税額を計算する場合】

#### 【例①：認められる例】

取引年月日	品名	数量	単価	税抜金額	消費税額
11/2	トマト ※	83	167	13,861	(注) -
11/2	ピーマン ※	197	67	13,199	-
11/15	花	57	77	4,389	-
11/15	肥料	57	417	23,769	-
8%対象計				27,060	端数処理 → 2,164
10%対象計				28,158	端数処理 → 2,815

(注) 個々の商品ごとの消費税額を参考として記載することは、差し支えありません。

#### 【例②：認められない例】

左記のように税抜価額を税率ごとに区分して合計した金額に対して10%又は8%を乗じて得た金額に端数処理を行います。以下のように、個々の商品ごとに消費税額を計算し、その計算した消費税額を税率ごとに合計し、適格請求書の記載事項とすることはできません。

取引年月日	品名	数量	単価	税抜金額	消費税額
11/2	トマト ※	83	167	13,861	1,108
11/2	ピーマン ※	197	67	13,199	1,055
11/15	花	57	77	4,389	438
11/15	肥料	57	417	23,769	2,376
8%対象計				27,060	2,163
10%対象計				28,158	2,814

### 【記載例：税込金額を基に消費税額を計算する場合】

#### 【例③：認められる例】

取引年月日	品名	数量	単価	税抜金額	消費税額	税込金額
11/2	トマト ※	83	167	13,861	1,108	14,969
11/2	ピーマン ※	197	67	13,199	1,055	14,254
11/15	花	57	77	4,389	438	4,827
11/15	肥料	57	417	23,769	2,376	26,145
8%対象税込計(内税)					29,223	端数処理 → 2,164
10%対象税込計(内税)					30,972	端数処理 → 2,815

左記のように税込価額を税率ごとに区分して合計した金額に対して10/110又は8/108を乗じて得た金額に端数処理を行います。

なお、税込金額を算出するために、個々の商品ごとの消費税額を計算し、その消費税額に係る端数処理を行うことは、値決めのための参考であり、この端数処理に関しては事業者の任意です(適格請求書の記載事項としての消費税額の端数処理ではありません。)

また、上記【例②：認められない例】(税抜金額を基に消費税額を計算する場合)と同様に、個々の商品ごとに消費税額を計算し、その計算した消費税額を税率ごとに合計し、適格請求書の記載事項とすることはできません。

出典：[国税庁：適格請求書等保存方式の概要-インボイス制度の理解のために-]

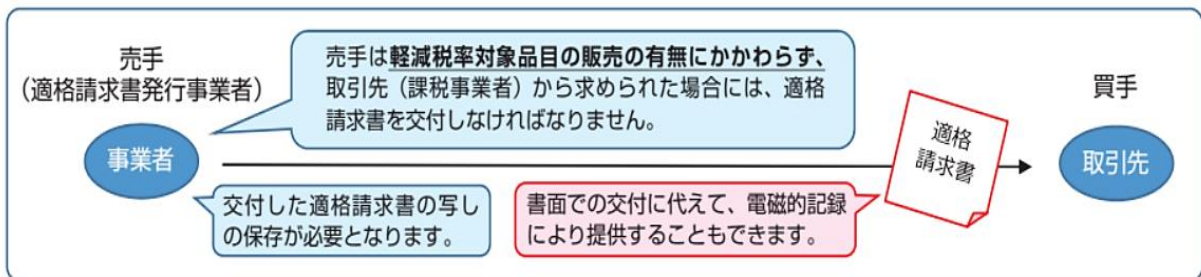


### 3. インボイスを発行する側(売手)の確認事項

インボイス発行事業者には、インボイスの発行義務が免除される場合(注1)を除き、原則として以下の義務が課されます。

インボイスの発行	買手(課税事業者に限ります)の求めに応じて、インボイス(または簡易インボイス)を発行する義務
返還インボイスの発行	返品や値引きを行った場合に、返還インボイスを発行する義務(税込1万円未満の場合は交付義務は免除)
修正インボイスの発行	発行したインボイス(または簡易インボイス、返還インボイス)に間違いがあった場合に、修正インボイスを発行する義務
写しの保存	発行したインボイス(または簡易インボイス、返還インボイス)の写しを、原則として7年間(会社法、法人税法上は最長10年間)保存する義務

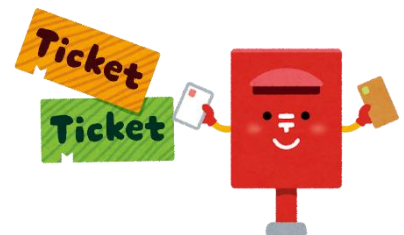
インボイス発行事業者は、紙のインボイスに代えて、電磁的記録(電子インボイス)を提供することもできます。紙の請求書の内訳を電磁的記録で提供するなど、紙と電磁的記録を併用して提供することも認められています。



出典:[国税庁:適格請求書等保存方式の概要-インボイス制度の理解のために-]

(注1) インボイスの発行義務が免除される場合

- ①公共交通料金(3万円未満)
- ②出荷者等が卸売市場において行う生鮮食料品等の販売
- ③生産者が農協等に委託して行う農林水産物の販売
- ④自動販売機及び自動サービス機での販売(3万円未満)
- ⑤郵便ポストに投函される郵便物



#### 4. インボイスを受領する側(買手)の確認事項

この制度の下では、請求書等の発行を受け取ることが困難な場合を除き、帳簿及び請求書等の保存が仕入税額控除をするための要件となりますので、取引先がインボイス発行事業者か? (国税庁の適格請求書発行事業者公表サイトで確認できます)確認するとともに、帳簿書類の記載、保管方法も確認する必要があります。

記載した帳簿の保存	<p>帳簿の記載事項</p> <p>①課税仕入の相手方の氏名または名称</p> <p>②取引年月日</p> <p>③取引内容(軽減税率の対象品目である旨)</p> <p>④対価の額</p>
請求書等の保存	<p>①インボイスまたは簡易インボイス</p> <p>②買手が作成する仕入明細書等(インボイスに必要な事項が記載されており、相手方の確認を受けたもの)</p> <p>③卸売市場で行う生鮮食料品等の譲渡、および農業協同組合等に委託して行う農林水産物の譲渡について、受託者から発行される一定の書類</p> <p>④課税貨物の輸入の許可があったことを証明する書類</p> <p>⑤上記①～④の書類に係る電子データ</p>
保存期間と保存場所	<p>仕入税額控除の要件として保存すべき請求書等は7年間(会社法、法人税法上は最長10年間)保存する必要があり、納税地またはその取引に係る事務所、事業所、その他これに準ずるものの所在地に保存しなければなりません。</p>

#### 5. インボイスを受け取れない場合の経過措置は?

この制度が開始すると、インボイス発行事業者以外からの課税仕入れについては、原則として仕入税額控除の対象外となります。インボイスを発行できるのは、インボイス発行事業者として税務署で登録を受けた課税事業者となりますので、免税事業者からの仕入は仕入税額控除ができなくなりますが、経過措置により、一定期間は免税事業者等からの課税仕入れについても、一定の事項が記載された帳簿及び請求書等を保存していれば、部分的に仕入税額控除は可能です。

期 間	控除対象額
令和5年10月1日～令和8年9月30日	仕入税額相当額×80%
令和8年10月1日～令和11年9月30日	仕入税額相当額×50%
令和11年10月1日～	仕入税額控除不可



## 6. こんなケースはどうすればいいか？

### ①受け取ったインボイスの記載事項が間違っていたら？

買手自らで追記、修正を行うことは認められません。売手(インボイス発行事業者)に修正したインボイスを再発行してもらいましょう。なお、買手は、インボイスの交付を受けることに代えて、インボイスの記載事項を満たした仕入明細書等を自ら作成し、売手(インボイス発行事業者)の確認を受けた上で保存することもできます。誤りがあった場合は、買手自ら仕入明細書等を修正し、売手の確認を受けましょう。

### ②クレジットカード取引は？

もともとクレジットカード会社から一定期間ごとに発行される請求明細書等は、消費税法(第30条第9項)が規定する請求書等には該当しませんので、インボイスとして認められません。この場合は、利用した店舗(インボイス発行事業者)が発行する簡易インボイス等の要件を満たす書類(レシート・領収書等)を保存する必要があります。



### ③ETCにより高速道路を利用した場合は何をインボイスとして保存すればいいか？

各クレジット会社が発行する「ETCクレジットカード」等で高速道路のETCゲートを通じた場合は、高速道路会社(NEXCO東日本等)が運営するWeb上の「ETC利用照会サービス」から「利用証明書」(料金確定後)をダウンロードして電子簡易インボイスとして保存する必要があります。

### ④コインパーキングの利用時に発行されるレシートは絶対に捨てない!

コインパーキングについては、「自動販売機及び自動サービス機での販売(3万円未満)」の対象になっておらず、“免除される場合”(注1)に該当しません。コインパーキングで発行されるレシート(簡易インボイスに該当するもの)は必ず保存しておきましょう。



### ⑤従業員が経費を立替払いしたインボイスの宛名が従業員名だった場合は？

従業員が会社に必要な備品を購入した際の宛名が、会社名ではなく、従業員名のインボイスだった場合、「書類の交付を受ける当該事業者の氏名又は名称」が会社名ではありませんので仕入税額控除ができません。よって、従業員から会社名を記した「立替金精算書」を作成してもらい、従業員名のインボイスと併せて保存する必要があります。

請求日:					
<b>立替払精算書兼領収書</b>					
エイワ税理士法人 御中					
立替者氏名 適格 開始					
以下のとおり立て替えましたので、領収書を添付のうえ、請求いたします。					
日付	登録番号 支払先	内容	金額(税込)	税率	内、消費税

(担当:監査部第5課)



## V. 電子取引制度の新たな猶予措置について

電子帳簿保存法は現在、宥恕措置（ゆうじょそち）として税務署長がやむを得ない事情があると認める場合は、その電子データを単に保存又はその電子データを出力することにより作成した書面（以下「出力書面」といいます）で保存しておくことが認められていますが、この宥恕措置が令和5年12月31日で終わりとなります。

しかし、令和6年1月1日以降においても、税務署長が相当の理由があると認める場合は、その電子データ及び出力書面で保存しておくことが認められる猶予措置がありますが、猶予措置では出力した書面のみの保存は認められず、スペース等の問題で出力書面を廃棄し電子データのみで保存する場合は、検索機能を確保する必要があります。つまり、電子データそのものの保存は必須となります。



なお、宥恕処置と同じく猶予措置も出力書面は整然とした形式及び明瞭な状態でなければならず、事前申請等の手続きの必要はありません。猶予措置の適用にあたっては、税務調査の際に税務職員から相当の理由の確認があった場合には、対応状況や今後の見通しなどを具体的に説明すれば良いそうです。

### 1. 相当の理由とは

資金繰りや人手不足等の理由の他に、保存時に満たす要件に従って保存するためのシステム等や社内のワークフローの整備が間に合わない等といった、自己の責めに帰さないと言いがたいような事情も含め、要件に従って電磁的記録の保存を行うための環境整備ができていない場合も該当します。

なお、既に原則通り対応している事業者の場合、事業規模の大幅な変更などの事業実態の変化によって、資金繰りや人手不足等の理由により要件に従って保存することができなかった場合は相当の理由と認められますが、ただ単にシステム更改によって新システムで対応できなくなったというような場合は認められません。

### 2. 猶予措置の期限

猶予措置に期限は無く、要件に従って電磁的記録の保存を行うための環境が整った時点（相当の理由と認められる事情が解消した）で終わりとなります。

### 3. 結論として

電子データを保存しておけば、現在の宥恕措置と大きな違いはありません。

ただし、宥恕措置として見逃されていた違反者への罰則が、令和6年1月1日からは科されることとなります。青色申告の承認の取消、推計課税や追徴課税、会社法による過料という重い罰則となる可能性もあります。電子データは誤って削除しないようにしてください。

また、税務調査の際には保存義務者が、税務職員からの求めに応じ、その電子データ及び出力書面の提示又は提出をしなければならず、一部でも応じない場合や要件に従った電磁的記録の保存を行わないと明言している場合には、猶予措置の適用が受けられないこととなります。

（担当：監査部第3課）





## VI. プレプリント納付書の送付対象者が見直されます

国税庁では、「あらゆる税務手続きが税務署に行かずにできる社会」の実現に向けて、キャッシュレス納付の利用拡大に取り組んでいます。そのような中で、社会全体の効率化と行政コスト抑制の観点を踏まえ、**令和6年5月以降**に送付する分から、e-Taxにより申告書を提出している法人などについて、**納付書の事前の送付を取りやめることとしています。**

納付書の事前送付を行わないこととなる方は以下のとおりです。

### 《事前送付を行わないこととなる方》

- e-Taxにより申告書を提出されている法人
  - ☞金融機関等の窓口で納付されている方であっても、電子申告により提出している場合、**令和6年5月以降**、納付書の事前送付がなくなります。
- e-Taxによる申告書の提出が義務化されている法人
- e-Taxで「予定納税額の通知書」の通知を希望された個人
- 「納付書」を使用しない以下の手段により納付している法人・個人
  - ダイレクト納付（e-Taxによる口座振替）
  - 振替納税
  - インターネットバンキング等による納付
  - クレジットカード納付
  - スマホアプリ納付
  - コンビニ納付（QRコード）



- 注) 1 現在、e-Taxを利用されず、税務署から送付された納付書で納付されている方など納付書を必要とされる方に対しては、今まで同様に納付書を送付する予定です。  
☞電子申告ではなく、書面により申告している場合です。
- 2 源泉所得税の徴収高計算書については、引き続き送付される予定です。

納付書を手書きで作成する手間を省くと共に、キャッシュレス納付により税務署や金融機関の窓口に行かなくても国税の納付ができるような整備が進んでいます。

キャッシュレス納付は、手続をより簡単・便利に行うことが可能であり、納付書が不要となります。

納付書が事前に送付されなくなる方は、納付忘れにご注意ください。あるいはこれを機にキャッシュレス納付への切替を検討してみてもはいかがでしょうか。

参考：国税庁HP「納付書の事前送付に関するお知らせ」

(担当：監査部第2課)



## 事務所カレンダー



※この予定は変更する場合もございます

8月	1日(火)	会議・研修日
	10日(木)	通常営業(AM)・大掃除(PM)
	11日(金)～16日(水) お盆休み	
	19日(土)	営業日
9月	1日(金)	会議・研修日
	16日(土)	営業日
10月	3日(火)	会議・研修日
	21日(土)	営業日

◆毎日の朝礼	8:45～9:00
◆会議・研修日	・会議：午前9:30～11:00頃まで
	・研修：午後1:00～4:30頃まで

※朝礼中、会議中、研修中は原則として電話をお取次ぎ出来ませんが、終了後直ちにご連絡させていただきますのでご了承ください。なお、**緊急の場合はお知らせください。**

### 編集後記

今号はインボイス制度実施の直前号となります。インボイス制度は日々ニュースを賑わせており、中止を求めるデモ等も活発な様子です。

実質的な増税であり、また企業や個人に大きな負担を強いる制度です。実務的にも疑問点が多く、事務的な労力も増える事になるでしょう。

弊所にもほぼ毎日の様に関与先様からご質問をいただき、ご対応させていただいております。弊所側でも関与先様や取引先様への対応を急ピッチで進めております。

実際に施行されれば、更に多くの疑問点問題点が出て来ると思われますが、施行前の準備資料として今号の事務所ニュースがインボイス制度理解の一助となれば幸いです。

